

# 第32回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和3年2月24日

石巻市農業委員会

### 第32回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和3年2月24日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会

挨拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 使用貸借の解約による通知について

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 4号 農地の現状変更届出について

報告第 5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

閉 会

出席委員（18名）

1番	安部秀逸	委員	2番	佐藤克美	委員
3番	三浦豊志	委員	4番	後藤久一	委員
5番	佐藤健悦	委員	6番	狩野利一郎	委員
7番	三浦孝一	委員	8番	佐々木洋	委員
9番	伏見晃也	委員	10番	大森香織	委員
11番	後藤嘉伸	委員	12番	高橋良一	委員
13番	高城邦秀	委員	14番	高橋千代恵	委員
15番	今野勝夫	委員	16番	遠藤章一	委員
17番	色川恭子	委員	19番	大橋邦雄	委員

欠席委員（1名）

18番 遠藤和祥 委員

出席農地利用最適化推進委員（17名）

20番	山田信悦	委員	21番	阿部勝	委員
22番	木村和広	委員	24番	武山礼二	委員
25番	三浦和恵	委員	27番	山口修一	委員
28番	加納憲夫	委員	29番	佐々木勝行	委員
30番	佐藤晴夫	委員	31番	渡邊孝彦	委員
32番	高橋信一	委員	33番	佐藤均	委員
34番	相澤逸夫	委員	35番	勝又功	委員
37番	西條健一	委員	38番	阿部正展	委員
39番	西條勲	委員			

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

23番 渥美浩晃 委員      36番 榑田有司 委員

事務局職員出席

勝又忠雄	事務局 局長	西城芳光	事務局 次長
齋藤敏幸	主 幹	阿部秀紀	主 査
村上浩則	主 幹	保理裕宣	主任 主事
菅井泰弘	主任 主事		

---

○勝又忠雄事務局長 ただいまから第32回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○勝又忠雄事務局長 総会開会に当たりまして、大橋会長からご挨拶を申し上げます。

○大橋邦雄会長 ー 挨拶 ー

○勝又忠雄事務局長 次に、総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務めることに定められておりますので、会長に議事を進めていただきます。

それでは、大橋会長、よろしくお願いいたします。

---

午後 1 時 3 5 分 開会

○議長（大橋邦雄会長） それでは、石巻市農業委員会総会会議規則第 7 条第 1 項の規定により議長を務めさせていただきます。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員は 18 名、推進委員は 17 名であります。遠藤和祥農業委員、渥美浩晃農地利用最適化推進委員、榊田有司農地利用最適化推進委員からは、欠席の報告がありました。定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（大橋邦雄会長） 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第 21 条第 2 項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号 9 番伏見晃也委員、10 番大森香織委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様にお願いがございます。質疑がある方は、挙手の上、発言をお願いします。なお、農業委員の皆様は、議席番号とお名前をお願いいたします。また、農地利用最適化推進委員の皆様は、区域名とお名前をお願いいたします。

---

◎報告第 1 号～報告第 6 号

○議長（大橋邦雄会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第 2、報告第 1 号 農家相談委員会委員長報告についてを議題といたします。

農家相談委員会、三浦孝一委員長より報告をお願いいたします。

○三浦孝一農家相談委員長 それでは、ご報告申し上げます。

去る 2 月 15 日月曜日、午後 1 時 30 分から午後 2 時 40 分まで、当総合支所内会議室で農家相談委員会を開催いたしました。相談内容は、売買による農地取得での新規就農であります。相談者は、石巻市 ██████████ であり、購入可能な農地を探す傍ら、新規就農の手續について事前に農業委員会をはじめ農業法人の関係者に相談等準備をしてきたとのことでもあります。

購入予定地は、████████ 地区の農地であります。地目は田 8 筆、合計面積 5,761㎡であります。

営農計画は、水稻作付であり、収穫物は J A 等へ販売する計画を立てております。労働力につきま

しては、                    の3人による家族労働により賄い、通作距離は自宅から片道15km以内であります。

目的は、安心、安全な農作物を育てたいとの思いから農業への参入を決めたものであり、今般農地を正式に譲っていただける方が見つかり、新規就農を目指すものであります。農業技術につきましては、幼少の頃から農作業を手伝っており、農作業機械の操作も一通り行えるとのことであり、加えて知り合いの農業法人の営農技術面の協力も得られることから、何ら不安材料はないものと思われま

す。なお、地域の方々との話合いや除草作業等への協力する意思があり、積極的な姿勢が見受けられます。

以上のことから、農家相談委員会の結論といたしまして、農業経営に対する強い意欲があり、農地の有効利用が見込まれるため、農地法第3条の規定に基づき、許可申請がなされた場合には許可すべきものと判断をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大橋邦雄会長）　ただいま農家相談委員会、三浦孝一委員長から報告がありました本案に対しまして、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長）　なしの声がございますので、報告第1号を終了いたします。

次に、同じく日程第2、報告第2号　使用貸借の解約による通知についてから報告第6号　農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてまでを一括して上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長）　なしの声がございますので、一括して上程いたします。

議案書は2ページから20ページになります。事務局より報告をお願いします。

○村上浩則主幹　報告第2号を説明いたしますので、議案書2ページから3ページを御覧ください。

使用貸借の解約による通知について報告いたします。今月の受理件数は2件で、解約の理由は、農用地利用集積計画による賃借権設定のためが1件、中間管理事業利用のためが1件です。

次に、報告第3号を説明いたしますので、議案書4ページから15ページを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。今月の受理件数は20件で、解約の理由は農用地利用集積計画による売買のためが7件、農地法第3条での売買が1件、耕作者変更のためが8件、借人の都合のためが4件です。

次に、報告第4号を説明いたしますので、議案書16ページを御覧ください。農地の現状変更届出について報告いたします。今月の受理は1mの盛土をして畑とするものが1件です。

次に、報告第5号を説明いたしますので、議案書18ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告いたします。今月の受理件数は2件で、住宅敷地とするものが2

件です。

次に、報告第6号を説明いたしますので、議案書19ページから20ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告いたします。今月の受理件数は4件で、住宅敷地とするものが3件、駐車場とするものが1件です。

以上でございます。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局から報告がありました報告第2号から報告第6号に対し、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、報告第2号から報告第6号までを終了いたします。

---

#### ◎議案第1号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消しについてを議題といたします。

議案書は21ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○保理裕宣主任主事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消しについてご説明申し上げます。

このたびの取消しに係る議案は、令和2年12月2日付にて2件の3条許可申請を受理、同年12月24日付で許可をしております。許可内容は、譲受人が東松島市内の所有農地を公共事業絡みで東松島市へ譲り渡し、代替農地として石巻市内の農地を取得するための申請許可でありましたが、国税上の代替特例の適用を受ける場合、譲り渡した農地の所有者と代替として譲り受ける農地の所有者となる方が同一人であることが要件であるにもかかわらず、今回のケースは妻所有の農地を譲り渡したにもかかわらず、夫の勘違いで代替取得に係る農地法第3条申請時の譲受人を2件とも夫の名義で取得する内容で許可申請をしたものであります。このことから、当事者である■■■■さんより許可の取消し願の提出を受けたものであります。

説明は以上となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会による事前審査の結果について、農家相談委員会、三浦孝一委員長より報告をお願いいたします。

○三浦孝一農家相談委員長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消しについての事前審査結果についてご報告いたします。

去る2月15日に開催いたしました農家相談委員会におきまして、農地法第3条の規定による許可の取消しについて事前審査を行いました。審査に当たりましては、当事者が許可の取消し願の提出に当たっての経緯、経過の聞き取りと、取消し願に係る書類などに基づきまして慎重審議、審査したとこ

ろ、取消しの要件を満たしているものと判断をいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明及び農家相談委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案2件について、願い出のとおり許可を取り消すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案2件について、許可を取り消すことに決しました。

---

#### ◎議案第2号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案書は22ページから26ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○保理裕宣主任主事 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から順にご説明いたします。

番号1番は、譲受人の耕作の利便性のための農地の売買であります。申請地は、田1筆、面積497㎡であります。

番号2番は、譲受人の耕作の利便性のための農地の売買であります。申請地は、田1筆、面積794㎡であります。

番号3番と番号4番は、議案第1号の農地法第3条の規定による許可の取消しに関連する議案でありまして、国税上の代替特例の適用を受けるため、改めて譲受人を夫から妻に変更しての農地の売買許可申請であります。なお、譲受人名義の変更以外の申請内容は、令和2年12月24日付で許可した内容と同一でありますので、説明は省略させていただきます。

番号5番は、譲受人の経営規模拡大のための農地の売買であります。申請地は、田2筆、合計面積1,102㎡であります。

番号6番は、子から母への贈与であります。申請地は、畑9筆、合計面積は5,349㎡であります。

番号7番は、父から子への農地の一括贈与であります。申請地は、田11筆、畑2筆、合計面積1万9,084㎡であります。

書類審査及び現地調査をした結果、番号1番から番号7番までの全ての案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会による事前審



査の結果について、農家相談委員会、三浦孝一委員長より報告をお願いいたします。

○三浦孝一農家相談委員長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての事前審査結果についてご報告いたします。

去る2月15日に開催いたしました農家相談委員会におきまして、農地法第3条の規定による許可申請について事前審査を行いました。2月の案件は、売買による所有権移転が5件、贈与による所有権移転が2件、合計7件の申請がありました。このため、農地法第3条の許可要件につきまして、申請書類及び2月9日に各地区の農業委員並びに事務局職員により実施いたしました現地調査報告書などに基きまして慎重審議、審査したところ、いずれも適正なものと判断いたしました。

以上、ご報告申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明及び農家相談委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案7件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案7件について、願い出のとおり許可を与えることに決しました。

---

### ◎議案第3号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は27ページから29ページになります。事務局より議案の内容について説明を願います。

○阿部秀紀主査 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてご説明いたします。

番号1番、変更内容は、平成31年2月5日付宮城県（東振）指令第656号で土砂採取として許可を取得しましたが、建設資材の需要低下により採石計画の工程に遅れが生じているため、一時転用の期間を延長するものです。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長から現地調査並びに許可基準に基づいた申請書の検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてご報告申し上げます。

2月16日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、現地調査等を

行いました。現地調査等を踏まえ、許可基準に基づいて申請書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長より検討結果について報告がございましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

高橋委員。

○12番高橋良一委員 事業計画の変更、これは今回で何回目に当たるか。そしてまた、初めに許可を得たのはいつだったか、その辺。

それから、今回13筆もの農地を一時転用するわけですが、地権者は何人であったか、その点についてご報告お願いたします。

○議長（大橋邦雄会長） 事務局。

○阿部秀紀主査 お答えします。

現在把握しているところでは、当初申請者が [REDACTED] という会社で、28年の9月8日付で申請をしており、平成28年10月16日付で許可を得ております。その後事業計画変更承認申請が平成30年9月6日付で事業の承継者、 [REDACTED] より申請がなされ、平成31年2月5日付で承継を得ております。なお、 [REDACTED] より承継したもので、事業が進められなくなったという理由で承継されているものです。その後、今回事業計画変更承認申請として、令和3年2月5日付で事業者の [REDACTED] より申請がなされております。事業計画変更承認申請については、 [REDACTED] により2回目の申請となっております。

所有者につきましては、全部で5人となっております。

以上となります。

○議長（大橋邦雄会長） 高橋委員。

○12番高橋良一委員 これは転用ですから、転用の許可後3か月以内あるいは1年ごとに事業の進捗状況報告書の提出が義務づけられていると思うのですが、毎年毎年事業の進捗状況報告はなされていたかどうか、その辺お伺いたします。

○議長（大橋邦雄会長） 事務局。

○阿部秀紀主査 お答えいたします。

過去の部分につきましては、進捗状況については現在把握してはおりませんが、最新の状況では昨年の10月28日付で農地転用許可後の工事進捗状況報告書というものが出されておりました、その際工事の進捗状況につきましては、出荷がその時点ではなく、作業中断で休工中だと。その後進捗の状況は、50%ぐらい進捗はしているということで状況報告書のほうは出されております。

○議長（大橋邦雄会長） 高橋委員。

○12番高橋良一委員 この案件は、一時転用でありますので、変更後の令和5年3月31日をもって田

ないし畑に復元いたしまして地権者に対してお返しするということになっているわけですので、令和5年3月31日までに工事が終了し、地権者に対して農地を返還するという工程表等については提出されているかどうか確認いたします。

○議長（大橋邦雄会長） 事務局。

○阿部秀紀主査 お答えいたします。

今回事業計画変更承認申請がなされ、県のほうから承認を受けまして、その後採石のほうと、あとは畑として戻すような形で両方進めていくと。取り終わったところについては元に戻すような形で、あとは取り終わっていないところについて今後取っていくというような状況で、令和5年3月31日までに終了するという工程表はいただいております、それを確認するところ、間違いなく終了できるだろうということで申請は受け付けております。

○議長（大橋邦雄会長） 高橋委員。

○12番高橋良一委員 大体説明で分かったわけですが、今日私現地を見てきました。重機は1台も入っておりません。これで工事が果たして本当に予定どおり進んでいくのか、この辺疑問を抱かざるを得ないという状況でございました。

以上です。

○議長（大橋邦雄会長） そのほかご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第4号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は30ページから38ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○阿部秀紀主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、転用目的は、自動車保管場所として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

番号2番、転用目的は、園芸資材用資材置場、通路として所有権を移転するものです。農地区分は、

小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、既に利用されていることから、始末書が提出されております。

番号3番、転用目的は、冷凍冷蔵設備工事用資材置場として所有権を移転するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、集落接続の例外規定が適用されると判断されます。

番号4番、転用目的は、石油貯蔵所、取扱所として賃借権を設定するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、既に利用されていることから、始末書が提出されております。

番号5番、転用目的は、太陽光発電施設として所有権を移転するものです。農地区分は、相当数の街区を形成している区域であることから、第2種農地と判断されます。

番号6番、転用目的は、太陽光発電施設として地上権を設定するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より現地調査並びに許可基準に基づいた検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

2月16日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け現地調査を行いました。現地調査を踏まえ、許可基準に基づいて申請書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案6件について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案6件について、許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第5号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第7、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利

用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は39ページから64ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○齋藤敏幸主幹 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

別添、令和2年度農用地等利用集積計画一覧表を基にご説明させていただきます。

今月の受付件数は、利用権設定23件、130筆、約12.8ha、所有権移転件数13件、87筆、約11.4ha、合計36件、217筆、約24.2haでございます。

利用権設定23件で、番号1番から番号23番、貸手から認定農業者等に直接農地集積を図る案件。

貸借期間、5年から10年。

10a当たりの賃借料、金銭によるもの、田、8,000円から1万6,595円、畑、8,000円、2万920円となっております。米による物納、48kgから60kgとなっております。

所有権移転13件で、認定農業者等への所有権移転であり、10a当たりの単価18万4,000円から41万4,000円での売買となっております。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご報告申し上げます。

2月16日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、農業経営基盤強化促進法に基づき申出のありました農用地利用集積計画について検討いたしました。

利用権設定を受ける者及び所有権移転を受ける者は、いずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者等であります。

検討した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、利用権設定の23件及び所有権移転の13件について異議がないことを確認いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） 初めに、利用権設定について審議をいたします。

議案書は39ページから54ページになります。ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定23件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案利用権設定23件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、所有権移転について審議をいたします。

議案書は55ページから64ページになります。ご意見、ご質問ございませんか。

高橋委員。

○12番高橋良一委員 番号9番について、ちょっとお聞きしたいと思います。

出し手の譲渡所得800万円控除、買入れ協議した場合は1,500万円の控除、これについては現在も改定されることなくその規定であるのかどうか、その辺確認いたします。

○議長（大橋邦雄会長） 事務局。

○齋藤敏幸主幹 12番高橋委員のご質問にお答えいたします。

今回9番の所有者に関して1,500万円を超えて控除というものもありますが、出し手のほうの急ぎで今回800万円控除で、残りの部分は自分で税金の分はお支払いするというお話を受けております。

○議長（大橋邦雄会長） 高橋委員、よろしいですか。

○12番高橋良一委員 はい、分かりました。

○議長（大橋邦雄会長） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転13件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案所有権移転13件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎閉 会

○議長（大橋邦雄会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして第32回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時11分 閉会